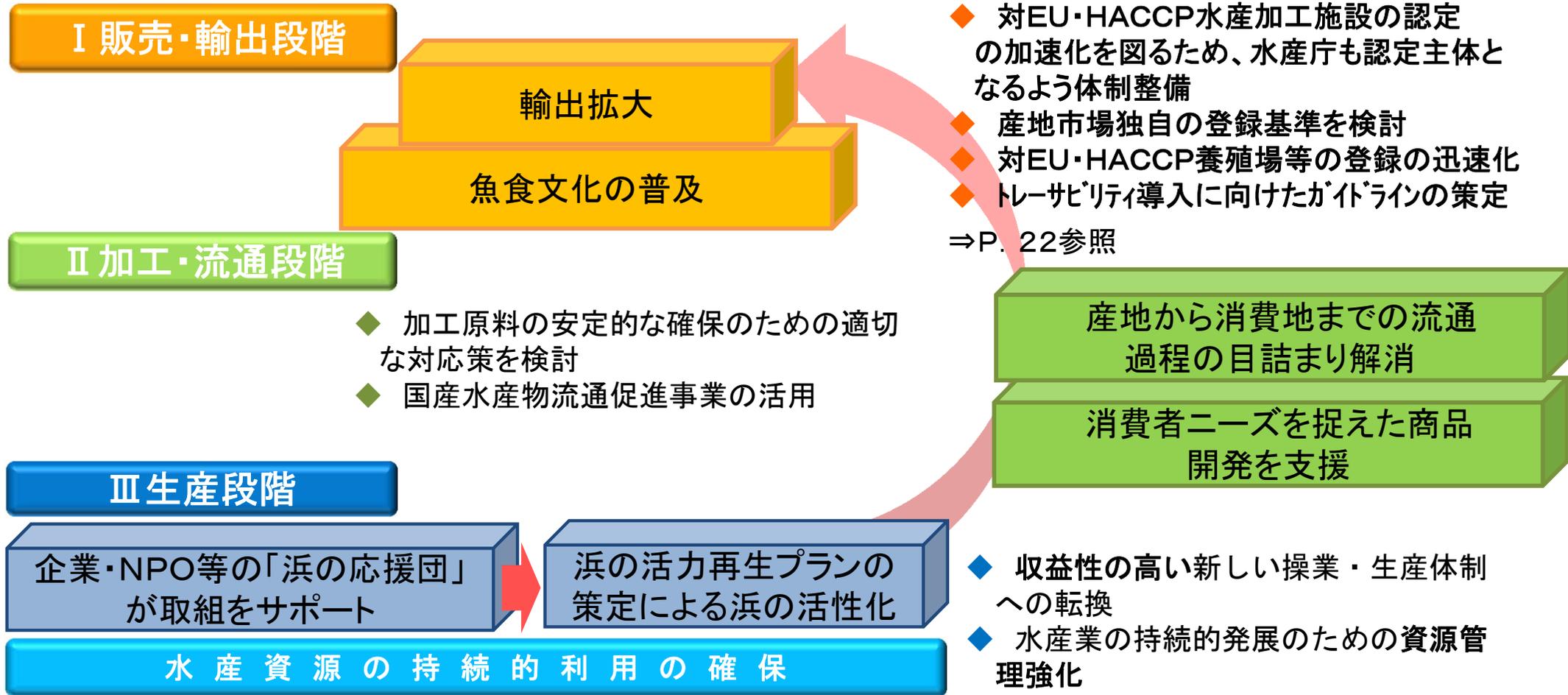


「水産日本の復活」に向けた出口戦略(マーケットイン)の展開

- 「生産」、「加工・流通」、「販売・輸出」の3段階の取組を、目詰まりなく一貫して出口戦略(マーケットイン)につなげる施策を展開。
- 特に、対EU・HACCPについては、水産庁も認定主体となるよう体制整備を図ることにより、認定の取得を促進し、水産物の輸出戦略を強力に推進。

「水産日本の復活」のための3本柱



目標①: 2020年までに国産水産物輸出額を3,500億円に倍増(2012年:1,700億円)

目標②: 「浜の活力再生プラン」を策定した漁村地域で、所得の10%以上の向上

参 考 资 料

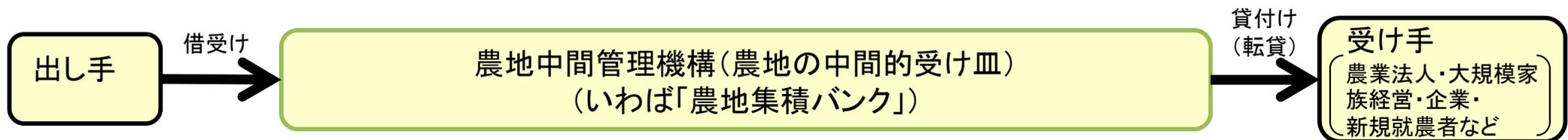
農地制度について

- 平成21年の農地法改正で、リース方式での企業の農業参入を全面解禁。
（「農業生産法人」は、農地を所有する要件を満たした法人の呼称にすぎず、リース方式の場合は、農業生産法人である必要がない。）
- さらに本年3月に施行された「農地中間管理事業の推進に関する法律」で、リース方式で担い手（新規参入企業を含む。）への農地利用の集積・集約化を進める農地中間管理機構を創設。
- これらの農地制度の抜本改正により、戦後の農地解放による負の遺産を払拭。
- 今後は、機構を適切に運用していくことが重要。

平成21年農地法改正

- ・平成21年にリース方式で一般企業の農業参入を全面自由化して以降、約4年間で1,392企業がリース方式で参入（それ以前の約5倍のペース）

機構法



※農業生産法人制度については、規制改革会議で検討することとされている。

農地中間管理機構の整備に伴う人・農地プランの見直しについて

- 地域全体として、人・農地問題の現状(例えば担い手が不足している)を自覚し、担い手への農地利用を集積・集約化し、新規参入(特に担い手が不足している地域)等を推進しようという狙いは変わらない。

- 地域の話合いには、新規参入しようとする者が参加しやすくなるように改善。
 - ※ 話合いの開催日時等をあらかじめHP等に掲載するとともに、農地中間管理機構の受け手の公募に応募した新規参入希望者に連絡するなど。

- 人・農地プランの中で、具体的な農地流動化(AさんからBさんへ)を規定する必要はなく、農地を貸し付ける場合は、農地中間管理機構に貸し付けることを合意すればよいように改善。
 - ※ 機構は、必ず受け手の公募を行い、応募した者の中から公平なルールで貸付先を選定する。(法律第17条)

- 農地中間管理機構への農地の出し手・受け手に対しても、人・農地プランに位置付けられた出し手・受け手と同様のメリット措置を講ずる。

6次産業化・輸出促進のための酪農家の創意工夫に応える環境整備

○ 酪農家の創意工夫による6次産業化・輸出の取組を支援し、市場のニーズに的確に対応したマーケットインの発想に基づく酪農の付加価値創出を促進するため、

- (1) 指定団体との生乳取引等について、指定団体の機能（多くの酪農家から販売委託を受けることにより、高い乳価水準の実現、生乳廃棄を招かない適切な販売等を目指す）に留意しつつ、一層の多様化を検討
- (2) 小規模なチーズ工房や輸出向けの乳製品工場等について、設置規制（知事の承認）の緩和を検討

酪農家の取組

① 牛乳・乳製品を自ら製造販売

生乳全量を自ら販売するのは難しく、一部を指定団体に委託するが、自分の生乳を使って牛乳・乳製品をより多く製造販売したい。

② 生乳を直接販売

生乳全量を自ら販売するのは難しく、一部を指定団体に委託するが、自分の生乳を、その特色を活かした牛乳・乳製品を製造する乳業者に、自ら販売したい。

③ 乳価交渉を自ら実施

生乳全量を指定団体に販売委託するが、特色ある生乳生産に取り組む努力を、自ら乳価交渉を行って乳代に反映させたい。

④ 生乳全量を自ら販売しつつ収益力を向上

指定団体に委託せず、生乳全量を自ら販売しつつ、収益力を更に向上させたい。

生乳取引の多様化

◆ 生乳の自己処理量の上限拡大

生乳の一部を、指定団体に販売委託せず、自ら牛乳・乳製品に加工して販売する場合に、1日当たり処理量の上限拡大ができないか検討。

◆ 特色ある生乳の直接販売

酪農家が、特色ある生乳（ジャージー種、オーガニック等）を活かした牛乳・乳製品を製造する乳業者に、直接販売を行うことができないか検討。

◆ 乳業者との直接交渉

酪農家が、指定団体に代わり、特色ある生乳について乳業者と直接交渉し、受取乳代に反映させることができないか検討。

◆ 指定団体を通じずとも収益力向上を支援

各種事業により、収益力向上のため規模拡大や分業による作業の効率化等を推進。
さらに、新商品の開発等地域ぐるみで収益力向上を図る取組への支援の強化を検討。

設置規制の緩和

- i 小規模な乳業施設を設置して自ら牛乳・乳製品の製造・販売に取り組みたい。
- ii 輸出向けの乳業施設を設置して牛乳・乳製品の製造・輸出に取り組みたい。

◆ 乳業施設の設置規制を緩和

集約酪農地域における都道府県知事の承認を不要にして、事務的・時間的負担を軽減できないか検討。

6次産業化・輸出を通じた酪農の付加価値創出を促進